

農業振興地域整備計画の変更について

所沢市農業振興地域整備計画を変更するので、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）」第 13 条第 4 項で準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき公告するとともに、当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、所沢市に住所を有するものは、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 4 月 28 日

所沢市長 小野塚 勝俊

1. 農用地利用計画の変更案の縦覧場所

所沢市役所別館 産業経済部 農業振興課
(所沢市並木一丁目 1 番地の 1)

2. 農用地利用計画の変更案の縦覧期間

自 令和 7 年 4 月 29 日
至 令和 7 年 5 月 28 日

所沢市告示第 2 3 3 号

公の施設の指定管理者を募集します。

令和 7 年 4 月 2 8 日

所沢市長 小野塚 勝 俊

1 指定管理者を募集する施設

No.	施設名	担当課
1	三ヶ島児童クラブ	青少年課 Tel 04-2998-9103
2	林児童クラブ	
3	宮前児童クラブ	
4	若狭児童クラブ	
5	北野児童クラブ	
6	山口児童クラブ	
7	椿峰児童クラブ	
8	小手指児童クラブ	
9	第二上新井児童クラブ	
10	泉児童クラブ	
11	荒幡児童クラブ	
12	北秋津児童クラブ	
13	所沢児童クラブ	
14	第二所沢児童クラブ	
15	明峰児童クラブ	
16	西富児童クラブ	
17	富岡児童クラブ	
18	中富小児童クラブ	
19	美原児童クラブ	
20	第二美原児童クラブ	
21	伸栄児童クラブ	
22	中央児童クラブ	
23	並木児童クラブ	
24	若松児童クラブ	

所沢市告示 第234号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条
第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年4月28日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 撤去した日 令和7年4月25日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 3台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)

5 返 還 場 所

返還（保管）場所	撤去した場所
喜多町自転車駐車場内保管場所 (喜多町2番12号) 電話04-2924-9419)	所沢駅・新所沢駅・航空公園駅・東所沢駅・秋津駅周辺の自転車放置禁止区域内
北野自転車保管場所 (北野新町一丁目9番地の13) 電話04-2949-8652	西所沢駅・下山口駅・小手指駅・狭山ヶ丘駅周辺の自転車放置禁止区域内、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場

6 問い合わせ先

- (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
- (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140

所沢市告示第 235 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」の下記事項について、同条第11項の規定による変更の届出があったので、同法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第5号の区分について告示する。

令和 7 年 4 月 28 日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

変更があった事項及びその内容 （三ヶ島第五区自治会）

- 1 代表者の氏名
及び住所

--

- 2 変更の年月日 令和 7 年 4 月 1 日

公 示 送 達 書

所沢市告示第 236 号

令和 7 年 4 月 28 日

下記の書類は、収税課（所沢市役所低層棟2階）に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは書類の送達があつたものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小 野 塚 勝 俊

記

[illegible]